

富山県森づくりプラン（素案）の概要

富山県森づくりプランの位置付け

「富山県森づくり条例」第10条で定められている「森づくりの基本計画」として、森づくりを総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項について定めるものです。

また、この県プランは森林法に基づき策定される地域森林計画の基本的な事項として位置付けられます。

評価・改善 (Check・Action)
 県民への情報提供と森づくりの評価と改善への県民意見の反映

とやまの森を支える人づくりの推進

- 県森づくりプランの策定と市町村森づくりプランの策定支援
- とやまの森づくりサポートセンターによる森林ボランティアへの活動支援
- 森づくりに関する専門的な技術を有する人材の育成・確保
- 森林環境教育や森林のふれあいの機会の提供など森林の大切さの普及・広報活動

【目標】
 県民参加による森づくりの年間参加延べ人数 1,672人(H17)→4,000人(H28)



とやまの森づくり基本指針

◆森林の整備及び保全の指針

森林の整備及び保全にあたっては、

天然林を
 地域ニーズ等に対応した多様な里山の再生をめざす「里山林」
 原則として自然の推移に委ね保全・保護する「保全林」

人工林を
 循環型社会に貢献する持続的な木材生産に重点を置く「生産林」
 長期的な木材資源の確保と公益的機能の維持・向上の両立を図る「混交林」
 に区分して取り扱うこととし、森林の状態や立地条件に加え、地域ニーズ等を反映した多様な森づくりを目指すこととします。



計画 (Plan)
 地域住民、森林所有者及び幅広い県民の計画づくりへの参画と合意形成

多様な森づくりの推進

- 県民との協働による里山林の整備
- 放置人工林や風雪被害林の混交林への誘導

【目標】 里山林の整備 2,000ha(H19~H28)

【目標】 混交林の整備 2,000ha(H19~H28)



◆県民参加による森づくりの指針 ◆

森づくりを推進するにあたっては、計画、実行、評価、改善（PDCAサイクル）の各プロセスにおいて、幅広い県民の参加を得ながら進めることとします。

実行 (Do)
 森林ボランティアや企業など幅広い県民の参加